平成２２年（フ）第３５０号
栃木県宇都宮市鶴田町453番地81　リバーハイツ東沢102、前住所栃木県宇都宮市西原町217番地　アルビラージュ301
債務者　山本麻奈美（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２６４号
静岡県藤枝市高柳３丁目10番30号　メイプルタナカＢ101号
債務者　松島　　慶
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３３号
広島県福山市南蔵王町４丁目16番36―302号
債務者　塚村　正道
1　決定年月日時　平成22年５月24日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月９日午後１時30分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１４９号
静岡県島田市祇園町8481番地の５
債務者　綾部　初代
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月26日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１８２号
静岡市駿河区東新田４丁目１番２―704号
債務者　塙　　亜弓
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月26日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４２８号
東京都日野市旭が丘４丁目７番地の５シティハイツ日野旭が丘２―914
債務者　堀内　弘行
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４８３号
東京都町田市高ケ坂1844番地公社住宅Ｂ414
債務者　金沢順子こと　具　　順子
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５５６号
東京都世田谷区岡本１丁目21番13号サウスウイング202
債務者　須藤　修一
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５８６号
東京都調布市飛田給１丁目19番地３ハイツ飛田給103
債務者　安崎　光洋
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第６１９号
東京都練馬区貫井４丁目47番42号第一松栄コーポ２Ｆ―Ｈ
債務者　石井　嘉彦
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第６４１号
東京都八王子市中野山王３丁目15番15―508号都営中野団地
債務者　西村やよい
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第６４２号
東京都八王子市八幡町２番３―401号
債務者　大竹ひとみ
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２７２号
静岡県浜松市浜北区西美薗177番地の２ラ・メゾン・ブランシュ203号
債務者　増田　郁子
1　決定年月日時　平成22年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２７５号
静岡県浜松市西区雄踏町山崎3494番地の２レイクサイドハイツＢ棟103号
債務者　渡邉　智子
1　決定年月日時　平成22年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１１０号
静岡市駿河区上川原７番90号
債務者　川村久美子
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部